



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 23 日 (金)
第 7 8 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	開発行為に関する工事の完了 (155) (中部総合事務所生活環境局) 2
	結核予防法による医療機関の指定 (156) (米子保健所) 2
	都市計画の変更 (157) (景観まちづくり課) 2
	保安林の指定予定 (158) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (159~161) (〃) 3
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (4) (教育総務課) 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林保全課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品調達室) 19

告 示

鳥取県告示第 155 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 18 年 11 月 13 日 鳥取県指令第 200600116389 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡北栄町国坂
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原四丁目 11-31
株式会社オーク建設 代表取締役 小野政彦

鳥取県告示第 156 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目 20-31	平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県告示第 157 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
赤碕都市計画道路 3・5・2 号地蔵町下市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
琴浦町大字赤碕字八幡山、字八幡坂屋敷東側、字四人畑、字四人畑頭、字東地蔵町、字地蔵町、字西谷海道之下、字西谷海道之上、字東松山、字柏谷大山道之下、字長松山、字西野海道之上、字西野、字柏谷

尻、字澤山、字柏谷海道ノ下、字柏谷海道之上、字中島、字狐塚、字狐塚野、字狐塚、字狐塚ノ下、字狐塚尻、字西ヲナカケ及び字中花見

鳥取県告示第 158 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市関金町山口字山加例谷1893の5、字下タハ谷2040の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 159 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田河内字皿谷566の2から566の4まで、大字小羽尾字曲り谷661、661の1、662、663、664の1、665の1、字黒谷666、667の1、668の1、668の2、669の1、670の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷427、大字田河内字長谷口489、489の4、490の1、字大師谷口下モ494、494の1、字宮ノ谷533の2、字家ノ上535の2、字段平畑563の1、字沼ノ谷667の1、大字小羽尾字日ノ宮655の2、字烏谷口675、676、字烏谷680の2、681、683、684、字坂ノ下691の2、695、696、697の7、701の1、字大地谷702の5、705の3、708の2、710の3、717、字横谷813、814

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 160 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町天神原字本谷807の1、807の3、807の4、字下築瀬915の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 161 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町姫路字瀧ヶ谷821の2、821の28
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 4 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 2 月 23 日から施行する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県公立 学校職員 〔任期付職員（教育相談員）〕採用候補者選	略			鳥取県教育 委員会事務局職員〔任期付職員（教育相談員）〕採用	略		

考 試 験		候 補 者 選 考	
		試 験	
略		略	

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 23 日付鳥取県告示第 61 号）の内容
（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 1
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 3
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字鑛谷 164 の 4
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字茗茄谷 169
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字大坪谷 170 の 1
入江 光男	〃
〃	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 3
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 4
入江 光男	〃
中原 豊蔵	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 7
中原 寿秋	東伯郡三朝町大字鉛山字大煉利 170 の 9
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 144 の 1
中原 嘉陽	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 144 の 3
中原 信蔵	〃
入江喜代象	〃
入江 辰蔵	〃

中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 155 の 1
中原 嘉陽	東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷 155 の 2
中原 信蔵	〃
入江喜代象	〃
入江 辰蔵	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字鉛山字栃木鳴ル 170 の 2
入江 光男	〃
小椋 行一	東伯郡三朝町大字鉛山字栃木鳴ル 170 の 10
田栗 有喜	〃
吉田喜代蔵	東伯郡三朝町大字小河内字恩地谷奥 383 の 2
本田 せつ	〃
山本 藤吉	東伯郡三朝町大字小河内字丸山向 436 の 2
本田 せつ	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 18
〃	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 22
〃	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 449 の 26
村下 曉子	東伯郡三朝町大字小河内字合鉢 451 の 1
小椋 行一	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 78 の 3
田栗 有喜	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 79
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 83
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字檜谷平 84 の 1
小椋 貢	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 251 の 2
廣田 敬治	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 254 の 5
小椋 貢	東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷 254 の 12
小椋 政常	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 329 の 16
小椋 美定	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 332 の 2
小椋 行一	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 335 の 17
小椋 美定	東伯郡三朝町大字柿谷字池ノ谷平 335 の 18
小椋 司	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 445
田栗 奎蔵	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 446
酒井 徹次	東伯郡三朝町大字柿谷字古道 453
谷本 友造	〃
横木 勝	東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷 595 の 1

酒井 徹次	〃
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷 596 の 1
酒井 徹次	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1485 の 1
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 2
酒井 徹次	〃
谷本 友造	〃
中原 嘉博	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 3
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1487 の 4
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 47
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 48
〃	東伯郡三朝町大字柿谷字坊主 1488 の 49
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字吉田小屋 16 の 7
本田 清子	東伯郡三朝町大字福吉字西吉田小屋 21
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字下モ畑 75
〃	東伯郡三朝町大字福吉字小坂本 81 の 14
〃	東伯郡三朝町大字福吉字小坂本 87
〃	東伯郡三朝町大字福吉字向山 147
〃	東伯郡三朝町大字福吉字向山 151 の 3
〃	東伯郡三朝町大字福吉字鑪子谷 152
〃	東伯郡三朝町大字福吉字足立本谷 322 の 6
小椋 教弘	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 345 の 6
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 345 の 8
小椋亥三男	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 1
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 3
小椋 康紘	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 4
小椋亥三男	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 6
〃	東伯郡三朝町大字福吉字本谷 349 の 7
〃	東伯郡三朝町大字福吉字釜屋敷奥 442 の 1
小椋 浅蔵	東伯郡三朝町大字福吉字釜屋敷奥 443 の 3
根鈴 久昭	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 453 の 1
山田 正雄	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 453 の 2

小椋 一郎	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 459 の 1
小椋 泰紘	東伯郡三朝町大字福吉字瀨助谷 462 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 1 月 23 日付鳥取県告示第 62 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向 477 の 13
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字深知川向 477 の 16
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 763
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 772
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 773
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 778
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 782
小椋武十郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 787

山本 潔	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 789
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 790
礮江由美子	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 7
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 8
末次由美子	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 791 の 18
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 815
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 816
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 818
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 819
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 2
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 4
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 5
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 9
山本 房子	〃
小椋甚五郎	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 10
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 15
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 16
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 17
小椋 一男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 18
小椋吉太郎	〃
小椋 虎吉	〃
小椋 光治	〃
小椋 好玄	〃
小椋 幸恵	〃
小椋 行一	〃
小椋 高男	〃
小椋 初枝	〃
小椋 清富	〃
小椋 忠治	〃
小椋 峯三	〃
小椋 竜蔵	〃
小椋 一男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 19
小椋吉太郎	〃

小椋 虎吉	〃
小椋 光治	〃
小椋 好玄	〃
小椋 幸恵	〃
小椋 行一	〃
小椋 高男	〃
小椋 初枝	〃
小椋 清富	〃
小椋 忠治	〃
小椋 峯三	〃
小椋 竜蔵	〃
小椋 幸江	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 33
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 36
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 66
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 70
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 71
吉野 嘉明	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 73
塩谷 義和	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 75
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 81
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 95
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 98
〃	東伯郡三朝町大字木地山字能谷奥 826 の 111
〃	東伯郡三朝町大字木地山字塚ノ本脇 831 の 2
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字塚ノ本脇 831 の 6
山本 房子	〃
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 903
小椋 克彦	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 3
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 4
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 6
山本 房子	〃
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 10
〃	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 17
小椋 克彦	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 18

小椋 智好	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 21
〃	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 904 の 31
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 905
小椋 勝蔵	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 906
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 908
小椋 幸代	東伯郡三朝町大字木地山字狼谷奥 909
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 955
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 956
山本 房子	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 957
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字釜穴空 958 の 2
山本 房子	〃
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 1
小椋 幸恵	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 7
小椋 勝蔵	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 18
小椋 幸江	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 25
小椋 巖	東伯郡三朝町大字木地山字八人谷 959 の 32
小椋 忠治	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 6
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 9
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字人形山 1009 の 12
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 13
小椋 好玄	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 17
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 22
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 28
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 29
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 30
小椋 一	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 38
小椋 康男	東伯郡三朝町大字木地山字大淵上 1010 の 40
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1019 の 13
〃	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1022
小椋亀次郎	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1027
小椋 太市	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1028
石原 里史	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 1034
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1236 の 1

小椋 勝	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1237 の 1
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1238
小椋 勝	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 5
小椋 高男	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 8
小椋 フジ	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 22
足羽 伸二	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 25
小椋 富義	東伯郡三朝町大字木地山字内礼谷 1239 の 35

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 1 月 23 日付鳥取県告示第 63 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大澤美穂子	日野郡日野町久住字鎌倉山 1070 の 11
稲田 源文	日野郡日野町福長字久谷山 463
若松 廣市	〃

稲田 源文	日野郡日野町福長字六郎谷上 581 の 1
小澤 哲憲	〃
稲田 源文	日野郡日野町福長字六郎谷上 581 の 3
小澤 哲憲	〃
生田 寛	日野郡日野町福長字栗谷 756
川上武一郎	〃
稲田 美治	日野郡日野町福長字論田 1169 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 1 月 26 日付鳥取県告示第 73 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺坂宇太郎	八頭郡智頭町大字尾見字立水 471
寺坂喜太郎	〃
寺坂鉄次郎	〃

寺坂福五郎	〃
寺坂清五郎	〃
寺谷 幾次	〃
青木 繁蔵	八頭郡智頭町大字尾見字梅ケナル上 523
〃	八頭郡智頭町大字尾見字梅ケナル上 524
〃	八頭郡智頭町大字尾見字梅ケナル上 525
〃	八頭郡智頭町大字尾見字梅ケナル上 526
青木 正篤	八頭郡智頭町大字尾見字南谷 555
〃	八頭郡智頭町大字尾見字南谷 556
青木 繁蔵	八頭郡智頭町大字尾見字明ケナル 578
青木 文蔵	〃
青木市三郎	〃
青木雄次郎	〃
青木 正篤	八頭郡智頭町大字尾見字明ケナル 578 の 4
中田 信子	八頭郡智頭町大字尾見字中谷 595
〃	八頭郡智頭町大字尾見字中谷 596
〃	八頭郡智頭町大字尾見字中谷 597
植田 悦子	八頭郡智頭町大字尾見字大馬場瀬奥 703
植田 和光	〃
植田 悦子	八頭郡智頭町大字尾見字大馬場瀬奥 704
植田 和光	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 26 日付鳥取県告示第 74 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

入江 豊蔵	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 186
岸田 イソ	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 187
岩本 近蔵	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 188
岩本 仙蔵	〃
鳥越 愛造	〃
近藤 善六	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 286
岩本 九平	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 288
岩本 仲蔵	〃
岩本 林蔵	〃
近藤 善六	〃
近藤清三郎	〃
鳥越新三郎	〃
鳥越孫三郎	〃
鳥越勇治郎	〃
入江善三郎	〃
永井常治郎	東伯郡三朝町大字坂本字黒川北平 289
岩本 仲蔵	〃
近藤清三郎	〃
鳥越新三郎	〃
入江 林平	〃
入江元三郎	〃
入江善三郎	〃

山本 利平	東伯郡三朝町大字坂本字段原 513
相見 治平	〃
相見和三郎	〃
長安国三郎	〃
長安茂十郎	〃
鳥越孫三郎	〃
能見 万吉	〃
能見喜三郎	〃
能見千三郎	〃
福安亀三郎	〃
山本 善八	東伯郡三朝町大字坂本字上坪谷 665
山本 利平	〃
相見 宇吉	〃
相見 虎蔵	〃
相見 忠平	〃
長安 才吉	〃
長安 惣吉	〃
長安宇三郎	〃
長安国三郎	〃
長安茂十郎	〃
鳥越孫三郎	〃
鳥越直市郎	〃
田口 嘉七	〃
入江 為吉	〃
入江嘉吉郎	〃
入江 甚八	〃
入江 与平	〃
入江元三郎	〃
入江富十郎	〃
入江清十郎	〃
能見 万吉	〃
能見嘉十郎	〃
能見 嘉平	〃

能見喜三郎	〃
能見久治郎	〃
能見千三郎	〃
福安栄三郎	〃
相見 市蔵	東伯郡三朝町大字坂本字上坪谷 675
相見 忠平	〃
長安 才吉	〃
長安茂十郎	〃
徳丸孫十郎	〃
入江 興平	〃
入江 林平	〃
入江之三郎	〃
能見嘉十郎	〃
福安 市蔵	〃
福安亀三郎	〃
野見千三郎	〃
相見 嘉平	東伯郡三朝町大字坂本字坪谷 897
相見 虎蔵	〃
長安宇三郎	〃
安藤 長蔵	東伯郡三朝町大字坂本字坪谷 908
相見 忠平	〃
入江 喜八	東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平 189
谷川 吉蔵	東伯郡三朝町大字三徳字清水頭 328 の 2
谷川 初蔵	〃
津村 虎蔵	〃
津村 浅蔵	〃
津村 百蔵	〃
津村 友重	〃
津村安五郎	〃
津村定十郎	〃
津村 栄	東伯郡三朝町大字三徳字下向頭 337 の 3
岩田 熊蔵	東伯郡三朝町大字三徳字鑪鞆邸頭 815
大西 栄吉	〃

谷川 吉蔵	〃
谷川 初蔵	〃
谷川 良蔵	〃
鳥羽 直蔵	〃
津村 一恵	〃
津村 慶蔵	〃
津村 虎蔵	〃
津村 甚幸	〃
津村 浅蔵	〃
津村 友重	〃
津村安五郎	〃
津村精太郎	〃
津村定十郎	〃
渡辺 一市	〃
渡辺 賢造	〃
渡辺 新蔵	〃
渡辺市太郎	〃
武部 寿兄	〃
武部 猶一	〃
北岡 和子	東伯郡三朝町大字片柴字奈良木 192

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

「とっとり県政だより」の印刷業務 1 回につき 210,100 部 12 回発行

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 3 月 9 日（金）午後 2 時までに 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 2 月 23 日（金）から同年 4 月 4 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 3 月 5 日（月）午後 1 時 30 分

鳥取県庁第 3 会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便

事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 4 月 4 日（水）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県庁第 3 会議室（鳥取県庁本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 30 日（金）午後 2 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しない恐れがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した印刷に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of "Tottori Kensei Dayori"
(Prefectural newsletter) , 210,100×12copies distributed
- (2) March 30, 2007 2 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) April 4, 2007 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders
April 4, 2007 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services , Bureau of Finances and Accounts ,
General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680
-8570 Japan
TEL : 0857-26-7431